

○令和7年度新庄市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱

令和7年3月31日

新庄市告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境に優しい木質バイオマスを燃料とするペレットストーブ又は薪ストーブ（以下「ペレットストーブ等」という。）の暖房機（別表に掲げる設備。以下「ペレットストーブ等」という。）の普及を推進するため、ペレットストーブ等の購入等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条に定める交付申請を行う時点において本市に住所を有し、又は有することとなることが確実に見込まれる者であること。
- (2) 本人及びその世帯員が市税等の滞納をしていない者であること。
- (3) ペレットストーブ等を5年以上使用すると認められる者であること。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となるペレットストーブ等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 設備の種類ごとに、次に掲げる仕様を満たすこと。
  - ア ペレットストーブ 木質ペレット（建築廃材等を原料とするものを除く。）を燃料として使用する暖房機であること。
  - イ 薪ストーブ 薪（建築廃材等を原料とするものを除く。）を燃料として使用する暖房機であること。
- (2) 居住する専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅に設置するものであること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) EN（ヨーロッパ・ノーム）、EPA（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備又は二次燃焼機能を備え、当該承認を受けた設備と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に係る費用（消費税を含む。）及び補助対象設備の設置及び煙突等の配管に係る費用（消費税を含む。）とする。ただし、補助対象者が自ら補助対象設備の設置及び煙突等の配管の工事を行う場合は、補助対象設備の購入に係る費用（消費税を含む。）及び当該工事に要する原材料費の購入に係る費用（消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度新庄市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
  - （2）同意書（様式第3号）
  - （3）ペレットストーブ等を設置する場所の見取図及び住宅地図等設置予定場所を確認できるもの
  - （4）ペレットストーブ等の設置前の現況写真（新築住宅に設置するその他のやむを得ない理由により添付することが困難な場合を除く。）
  - （5）ペレットストーブ等の性能及び仕様が分かる書類
  - （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、第5条に規定する補助対象経費の10パーセント以上の増減並びに補助金の額の増額及び10パーセント以上の減額に伴う変更以外の変更とする。

（実績報告）

第9条 申請者は、ペレットストーブ等の設置が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに令和7年度新庄市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書兼収支計算書（様式5号）
- （2）補助対象経費に係る費用の領収書及び請求書の写し
- （3）ペレットストーブ等の設置後の状況写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

(請求)

第10条 申請者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、令和7年度新庄市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。